

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、税外未収金の回収等について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年2月1日

香川県監査委員 平木 享

同 水本 勝 規

同 鍋嶋 明人

同 野田 峻司

行政監査結果報告書

～税外未収金の回収等について～

平成20年1月

香川県監査委員

【 目 次 】

第1 行政監査の趣旨.....	1
第2 監査のテーマ及び選定理由.....	1
1 監査のテーマ.....	1
2 選定理由.....	1
第3 監査の実施概要.....	1
1 監査の実施期間.....	1
2 監査の方法.....	1
3 監査対象所属の選定.....	1
4 監査の主な着眼点.....	2
第4 未収金回収等の状況（予備調査結果）.....	2
1 未収金の状況.....	2
2 債権の種別.....	3
3 未収金回収の取組状況等.....	5
(1)組織体制等.....	5
(2)未収金回収の取組状況.....	6
(3)不納欠損の状況.....	7
第5 監査の結果及び意見.....	8
1 債権ごとの監査結果及び意見.....	8
(1)県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料、県営住宅退去修繕費自己負担金.....	8
(2)母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金.....	9
(3)医療費（患者負担分）.....	10
(4)生活保護扶助費返納金.....	12
(5)老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金、同延滞利息.....	14
(6)児童保護措置費の自己負担金、児童福祉施設措置費負担金、身体障害者福祉施設措置費負担金.....	15
(7)放置違反金、同延滞金.....	16
(8)看護師等修学資金貸付金償還金.....	17
(9)児童扶養手当返納金.....	18
(10)心身障害者扶養共済掛金.....	19
(11)河川占用料.....	20
(12)道路占用料.....	22
(13)未熟児養育医療自己負担金.....	23
2 総括意見.....	24
(1)未収金対策の全序的な推進体制等について.....	25
(2)未収金回収の専門組織の設置について.....	25
(3)債権管理担当職員の能力向上について.....	25
(4)最後に.....	25

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

税外未収金の回収等について

2 選定理由

本県の財政状況は危機的な状況にあり、財政再建に全力で取り組んでいるものの、平成 20 年度以降においても、地方交付税の減少等により大幅な財源不足が見込まれており、できる限りの歳出削減に努めるとともに、県税の徴収強化や未利用地の売却など一般財源の確保に取り組んでいるところである。

このような中、県税及び県税に係る延滞金・各種加算金を除く収入未済額（以下「未収金」という。）は平成 18 年度の歳入決算で約 7 億 24 百万円（ただし、地方公営企業会計は過年度未収金に限る。）に上っており、未収金の回収を図ることは、県民負担の公平性や歳入の確保からも極めて重要かつ緊急な課題である。

このため、未収金の回収等について、法令等に基づいて適正に事務執行されているかどうかを検証するとともに、今後の適正な債権管理に寄与することを目的に行政監査を実施した。

注）過年度未収金とは、現年度前に発生した債権で現年度中に回収できないものをいう。地方公営企業会計の未収金を過年度未収金に限ったのは、現年度（平成 18 年度）の決算上の収入未済額の中には翌年度に納期が到来するものが相当含まれているので、正確を期すため現年度分を全て除いた。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成 19 年 7 月から平成 19 年 12 月まで

2 監査の方法

監査を実施するに当たり、未収金の実態を把握するため、平成 18 年度決算において未収金を有する 45 所属に対し予備調査を実施し、その結果により監査対象所属を選定し、監査委員事務局職員による調査（実地調査及び書類等の閲覧等）の結果を踏まえ、監査を実施した。

3 監査対象所属の選定

平成 18 年度歳入決算において未収金を有する 45 所属のうち、下記の要件のいずれかに該当する債権の所管所属を監査対象所属（20 所属）とした。

- ・未収金額が 300 万円以上のもの（ただし、単発的に発生した未収金は除く。）
- ・未収金額が 300 万円未満であって、過去 5 年間（平成 14 年度から平成 18 年度まで）において、毎年度未収金が発生し、かつ今後も発生する見込みがあるもの

【監査対象所属一覧】

部 局	所 属
知事部局	
健康福祉部	健康福祉総務課
	小豆総合事務所（生活福祉課）
	小豆総合事務所（健康福祉課）
	東讃保健福祉事務所
	中讃保健福祉事務所
	西讃保健福祉事務所
	子ども女性相談センター
	子育て支援課
	障害福祉課
	医務国保課
土木部	小豆総合事務所（用地管理課）
	高松土木事務所
	中讃土木事務所
	住宅課
病院局	中央病院
	丸亀病院
	白鳥病院
	津田病院（診療所）
	がん検診センター
公安委員会	交通指導課
合 計	20 所属

注) 小豆総合事務所については、課の業務の所管部局に分類した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 未収金回収の取組について
 - ・未収金の回収について適正に行われているか。
- (2) 回収体制について
 - ・未収金について適正な徴収体制が執られているか。
- (3) 不納欠損について
 - ・不納欠損の事務処理は適正に行われているか。
- (4) 未収金発生防止について
 - ・未収金の発生防止に努めているか。

第4 未収金回収等の状況（予備調査結果）

1 未収金の状況

平成18年度歳入決算における未収金は724,367,991円に上り、その所管所属は45所属である。会計別の内訳は、一般会計が582,128,671円、特別会計が77,277,336円、地方公営企業会計が64,961,984円（過年度未収金に限る。）であり、滞納者総数は法人等を含め4,338人である。

科目別では、一般会計及び特別会計では、負担金が45,714,377円、使用料が277,786,533円、

延滞金及び過料が 8,270,000 円、貸付金元利収入が 117,776,653 円、雑入が 209,858,444 円であり、地方公営企業会計では全てが県立病院事業会計に係るものであり、医療費(患者負担分)が 64,615,784 円、医業外収益が 346,200 円である。

債権別では、県営住宅使用料の 266,207,282 円が最も多く、次に多いのが県営住宅退去修繕費自己負担金の 98,942,898 円、以下、母子寡婦福祉資金貸付金償還金・同違約金の 71,049,441 円、医療費(患者負担分)の 64,615,784 円、生活保護扶助費返納金の 33,993,998 円、老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金・同延滞利息の 29,738,472 円、児童保護措置費の自己負担金の 29,583,730 円という順になっている。

2 債権の種別

債権は、大きく分けて、公法上の債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）と私法上の債権に分類される。公法上の債権には、分担金、使用料、手数料、過料等があり、消滅時効は 5 年である。また、私法上の債権は、貸付金等に係る債権など公法上の債権以外の債権で民法の規定が準用される。平成 18 年度歳入決算における未収金は 724,367,991 円のうち、公法上の債権は 430,178,854 円であり、私法上の債権は 294,189,137 円である。なお、公法上の債権は、強制徴収ができる債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）と強制徴収できない債権とに分類される。

【債権別未収金状況】

債 権 名	種別 注 1)	未収金額 (円)	所属	注 2)
県営住宅使用料	[2]	266,207,282	住宅課	○
県営住宅退去修繕費自己負担金	[3]	98,942,898	住宅課	○
母子寡婦福祉資金貸付金償還金、 同違約金	[3]	71,049,441	小豆総合事務所(健康福祉課)、東讃 保健福祉事務所、中讃保健福祉事務 所、西讃保健福祉事務所	○
医療費(患者負担分)	[3]	64,615,784	中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田 診療所、がん検診センター	○
生活保護扶助費返納金	[2]	33,993,998	小豆総合事務所(生活福祉課)、東讃 保健福祉事務所、中讃保健福祉事務 所、西讃保健福祉事務所	○
老人・障害者居室等整備資金貸付 金償還金、同延滞利息	[3]	29,738,472	健康福祉総務課	○
児童保護措置費の自己負担金	[1]	29,583,730	東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事 務所、西讃保健福祉事務所、子ども女 性相談センター	○
地区改善委託事業委託料返還金	[2]	27,004,293	人権・同和政策課	
退職手当返納金	[2]	24,271,510	人事・行革課	
児童福祉施設措置費負担金	[1]	12,764,956	東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事 務所、西讃保健福祉事務所、子ども女 性相談センター	○
放置違反金、同延滞金	[1]	8,270,000	交通指導課	○
看護師等修学資金貸付金償還金	[3]	7,468,000	医務国保課	○
児童扶養手当返納金	[1,2]	7,438,840	子育て支援課	○

同和問題啓発活動事業県費補助金返還金	[2]	7,436,200	人権・同和政策課	
心身障害者扶養共済掛金	[3]	4,827,570	障害福祉課	○
同和水産資金貸付金償還金	[3]	4,525,000	水産課	
県営住宅駐車場使用料	[2]	3,777,650	住宅課	○
中小企業高度化資金貸付金償還金	[3]	2,582,000	経営支援課	
県立施設使用料	[3]	2,048,828	障害福祉課、川部みどり園	
身体障害者福祉施設措置費負担金	[1]	1,913,400	東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、子ども女性相談センター	○
河川占用料	[1]	1,759,696	高松土木事務所、中讃土木事務所	○
社会福祉総合センター管理経費	[3]	1,752,791	健康福祉総務課	
高等学校等奨学金返還金	[3]	1,445,200	高校教育課	
契約解除違約金	[3]	1,169,180	小豆総合事務所(総務課)、高松土木事務所、中讃土木事務所	
港湾施設占用・使用料	[1]	1,054,072	高松港管理事務所	
道路占用料	[1]	969,140	小豆総合事務所(用地管理課)、高松土木事務所	○
沿岸漁業改善資金貸付金償還金	[3]	932,000	水産課	
契約解除に伴う前払金余剰額の利息	[3]	881,405	高松土木事務所、中讃土木事務所、都市計画課、道路課	
知的障害者福祉施設入所負担金	[1]	859,500	東讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所	
ネクスト香川インキュベート工房使用料	[2]	742,600	産業政策課	
未熟児養育医療自己負担金	[1]	592,791	子育て支援課	○
港湾施設使用料	[1]	432,000	高松港管理事務所	
医業外未収金	[3]	346,200	中央病院、白鳥病院、津田診療所	
高等学校授業料未納分	[2]	336,400	高松南高等学校、坂出商業高等学校、丸亀高等学校、丸亀城西高等学校、観音寺第一高等学校	
林業・木材産業改善資金貸付金償還金	[3]	336,000	みどり整備課	
地域改善対策高等学校等奨学資金返納金	[3]	317,500	人権・同和教育課	
港湾管理条例違反による過料等	[1,3]	230,286	港湾課	
サンメッセ使用料	[2]	224,100	経営支援課	
地域改善対策高等学校等奨学資金返還金	[3]	216,487	人権・同和教育課	
支援費支給対象外サービス利用料金	[3]	205,348	川部みどり園	
高等学校奨学金返納分	[3]	161,000	高校教育課	

県民ホール使用料	[2]	148,860	文化振興課	
職業訓練受講資金貸付金償還金	[3]	118,055	労働政策課	
私立高等学校奨学金返還金	[3]	115,000	高校教育課	
動産類処分経費立替分	[3]	110,000	総務学事課	
公立高等学校奨学金返還金	[3]	104,000	高校教育課	
港湾財産使用管理諸経費	[3]	82,940	高松港管理事務所	
恩給過払金	[2]	78,683	職員課	
心身障害者扶養共済掛金過払金	[3]	60,000	障害福祉課	
港湾占用料	[1]	42,720	小豆総合事務所（用地管理課）	
賦課徴収費還付先誤り	[3]	23,000	中讃県税事務所	
マリンドーム使用料	[2]	18,067	観光交流局	
原爆医療援護費手当返還金	[2]	18,000	健康福祉総務課	
行政財産目的外使用料	[3]	15,038	住宅課	
公用財産使用料	[1]	10,080	中讃土木事務所	
合 計		724,367,991		

注 1) [1] : 強制徴収ができる公法上の債権 [2] : 強制徴収ができない公法上の債権

[3] : 私法上の債権

注 2) ○ : 監査対象所属及び債権

3 未収金回収の取組状況等

(1)組織体制等

①専任職員の配置状況

未収金を有する 45 所属のうち、債権管理業務のため専任職員を配置しているのは 5 所属である。これ以外の所属の職員は他の業務を兼務しながら債権管理業務を担当している。

【専任職員配置所属一覧】

所 属	債 権 名	専任職員数	
		定数内職員	定数外職員
健康福祉総務課	老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金、同延滞利息	0	1
住宅課	県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料、県営住宅退去修繕費自己負担金	2	0
中央病院	医療費（患者自己負担分）	0	1
高校教育課	高等学校等奨学金返還金、高等学校奨学金返納分、私立高等学校奨学金返還金、公立高等学校奨学金返還金	1	0
交通指導課	放置違反金、同延滞金	2	0

注) 定数外職員とは嘱託職員又は臨時職員をいう。

②職員研修の実施状況

未収金を有する 45 所属のうち、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に債権回収に関する職員研修を実施又は研修会に職員が参加したことがあるのは 4 所属（経営支援課、中央病院、がん検診センター、交通指導課）である。

(2) 未収金回収の取組状況

①未収金回収マニュアルの作成状況

次の 18 債権について、未収金回収マニュアルが作成されている。なお、私法上の債権については、平成 14 年 3 月 29 日付け 13 財政 0035781-001 総務部長通知「適正な債権（貸付金等）管理について」により、債権管理に関するマニュアルの作成が指示されている。

【未収金回収マニュアル一覧】

債 権 名	所 属	マニュアル名
県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料 県営住宅退去修繕費自己負担金	住宅課	債権管理マニュアル、滞納家賃に対する対応
母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金	小豆総合事務所 ほか	母子寡婦福祉資金貸付債権管理マニュアル
医療費（患者負担分）	中央病院ほか	医業未収金管理要領
心身障害者扶養共済掛金	障害福祉課	心身障害者扶養共済制度未収金徴収事務処理要領
老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金、 同延滞利息	健康福祉総務課	老人・障害者居室等整備資金貸付債権管理マニュアル
放置違反金、同延滞金	交通指導課	放置違反金等の徴収に関する事務処理要領
看護師等修学資金貸付金償還金	医務国保課	看護学生修学資金債権管理マニュアル
同和水産資金貸付金償還金	水産課	同和水産資金貸付金債権管理マニュアル
中小企業高度化資金貸付金償還金	経営支援課	中小企業高度化資金債権管理マニュアル
林業・木材産業改善資金貸付金償還金	みどり整備課	林業・木材産業改善資金債権管理マニュアル
地域改善対策高等学校等奨学資金返納金、 同返還金	人権・同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金債権管理マニュアル
高等学校等奨学金返還金、高等学校奨学金 返納分、私立高等学校奨学金返還金、公立 高等学校奨学金返還金	高校教育課	高等学校等奨学金債権管理マニュアル
職業訓練受講資金等貸付金償還金	労働政策課	地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金債権管理事務処理マニュアル

②強制徴収等の実施状況

督促をした後相当の期間を経過しても履行されない場合、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（強制徴収により徴収する債権）については、地方税の滞納処分の例により処分（以下「滞納処分」という。）することができる。また、これ以外の債権については、地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定により、徴収停止や履行期限の延長等の措置をしない限り、担保の処分や担保権の実行、保証人への履行請求、訴訟手続（非訟事件を含む。）による履行請求、強制執行の手続（債務名義を取得したもの）を講じなければならないこととさ

れている。平成 18 年度における強制徴収等の実施状況については次のとおりである。

【強制徴収等の実施状況】

区分	債 権 名	所 属
滞納処分	放置違反金(13 件)	交通指導課
担保の処分	県営住宅使用料(117 件)、県営住宅退去修繕費自己負担金(172 件)	住宅課 <small>(注)</small>
保証人への履行請求	母子寡婦福祉資金貸付金償還金(232 件)	東讃保健福祉事務所 ほか
	身体障害者福祉施設使用料(1 件)	障害福祉課
支払督促の申立	マリンドーム使用料(1 件)	観光交流局
訴訟手続	県営住宅使用料(38 件)	住宅課
強制執行の申立	マリンドーム使用料(1 件)	観光交流局
	県営住宅使用料(32 件)	住宅課

注) 住宅課では県営住宅使用料等の滞納分を敷金から差し引く措置を執っている。

③過年度未収金の回収状況

平成 18 年度歳入決算で未収金のあった債権について、過年度未収金の回収状況は、一般会計では要回収額 558,618,998 円のうち 63,825,831 円(回収率 11.4%)、特別会計では、104,796,388 円のうち 6,362,626 円(回収率 6.1%)、県立病院事業会計では、58,310,707 円のうち 7,168,834 円(回収率 12.3%)が平成 18 年度中に回収されている。

注) 県立病院事業会計は、選定理由の注と同じ理由から、平成 16 年度までに発生した過年度未収金に関するデータを使用している。

(3) 不納欠損の状況

不納欠損とは、債権の消滅や債権放棄、債権免除などの理由により、債権についての徴収事務を終わらせるための会計処理のことで、いわゆる回収不能となった債権についての処理である。

平成 18 年度歳入決算で未収金のあった債権について、平成 18 年度で行われた不納欠損額は、一般会計で 25,110,551 円、特別会計で 33,274,081 円、県立病院事業会計では 14,981,514 円で合計 73,366,146 円である。また、要件別では、時効完成による債権の消滅によるものが 65,544,812 円、議会の議決による債権放棄によるものが 7,821,334 円である。

注) 平成 18 年度歳入決算における一般会計全体の不納欠損額は 25,188,047 円(県税及び県税に係る延滞金・各種加算金を除く。)、特別会計全体の不納欠損額は 42,452,634 円、地方公営企業会計では 14,981,514 円(県立病院事業会計のみ。)である。また、要件別では、時効完成による債権の消滅によるものが 65,622,307 円、議会の議決による債権放棄によるものが 16,999,887 円である。

第5 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見については以下のとおりである。なお、本監査は、一定の要件を満たす 20 所属を対象に実施したものであるが、その他の所属についても、監査の結果及び意見を参考として、適正な債権管理に努めるとともに、未収金回収等の徹底を期待するものである。

1 債権ごとの監査結果及び意見

(1) 県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料、県営住宅退去修繕費自己負担金

①所属

住宅課

②債権の内容

県営住宅の入居者から徴収する家賃及び駐車場使用料、県営住宅退去時に徴収する修繕費用の入居者負担分である。

③担当組織（監査時）

県営住宅再編整備グループの職員 2名が専任で債権管理業務を担当している。

④未収金発生状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分）

（単位：円）

債権名	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額 ^注
県営住宅使用料	1,185,246,020	999,919,820 (84.4%)	115,932,180 (9.8%)	69,394,020 (5.8%)
県営住宅駐車場使用料	38,253,800	33,775,950 (88.3%)	3,054,550 (8.0%)	1,423,300 (3.7%)
県営住宅退去修繕費自己負担金	16,211,352	9,944,265 (61.4%)	53,838 (0.3%)	6,213,249 (38.3%)

注) 収入未済額とは、調定年度内に納入されなかった額である。（以下同じ。）

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別状況

（単位：円）

債権名	H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
県営住宅使用料	87,968,746	28,536,450	37,430,800	42,877,266	69,394,020	266,207,282
県営住宅駐車場使用料	848,900	642,450	706,500	156,500	1,423,300	3,777,650
県営住宅退去修繕費自己負担金	54,583,713	12,017,751	15,457,964	10,670,221	6,213,249	98,942,898

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納入がない場合、債権管理マニュアル及び滞納家賃に対する対応に基づき、督促状を発行するとともに、連帯保証人への家賃完納指導依頼通知書の送付、電話催告、訪問催告及び徴収を行い、それでも滞納し、かつ誠意が見られない者のうち一定の要件を満たす滞納者については、訴訟（建物の明渡し、滞納家賃等・損害賠償金の支払い）を提起し、強制執行等を行っている。平成 18 年度は、過年度未収金 344,345,996 円のうち 44,627,401 円（回収率：13.0%）を回収している。なお、平成 14 年度から平成 18 年度までの訴訟件数は 134 件で回収額は 13,785,000 円である。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

県営住宅使用料 3,071,300 円、駐車場使用料 4,400 円及び修繕費自己負担分 4,745,634 円について、議会の議決による債権放棄により不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①本債権については、勝訴判決後、滞納家賃等の回収を図るため強制執行の申立を行い動産を差押えているが、回収できる額は低額である。また、1人当たりの滞納額が多くなるほど回収が困難となることから、滞納家賃が少額である時点での初動対応が重要である。そこで、費用対効果にも十分留意しながら、滞納が少額である時点での滞納家賃の有効な回収方策について検討し、未収額の縮減に努める必要がある。

②平成 18 年 4 月 1 日以降、生活保護法により被保護者に交付する住宅扶助費は、保護の実施機関（県・市等）が被保護者に代わり、住居の提供に係る債権を有する者に被保護者の同意や委任状等を要せずに代理納付ができるようになった。このため、すでに多度津団地や宇多津団地、新宇多津団地に入居する被保護者の家賃について、平成 19 年 9 月から県中讃保健福祉事務所による代理納付を実施しているが、今後、その他の県営住宅にもこの方式を拡大するため、早急に保護の実施機関である関係市と代理納付について協議を行い、未収金の発生防止に努める必要がある。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金、同違約金

①所属

小豆総合事務所（健康福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所

②債権の内容

母子家庭や寡婦等に対し経済的自立と生活意欲の助長、福祉の増進を図るため、事業開始資金、大学・高校・専門学校等の修学資金、修学や就職の支度資金、住宅資金などを無利子または年 3% の利子で貸し付けるものである。

③担当組織（監査時）

小豆総合事務所（健康福祉課）では母子寡婦福祉担当 1 名（定数外職員）が、東讃保健福祉事務所では母子寡婦福祉担当 2 名（うち 1 名は定数外職員）が、中讃保健福祉事務所では母子寡婦福祉担当 3 名（うち 2 名は定数外職員）が、西讃保健福祉事務所では介護保険担当 1 名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の発生状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分）

（単位：円）

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
小豆総合事務所 (健康福祉課)	10,954,929	9,611,177 (87.7%)	308,517 (2.8%)	1,035,235 (9.5%)
東讃保健福祉事務所	24,810,459	20,373,888 (82.1%)	1,158,009 (4.7%)	3,278,562 (13.2%)
中讃保健福祉事務所	39,865,282	34,509,891 (86.6%)	1,414,361 (3.5%)	3,941,030 (9.9%)
西讃保健福祉事務所	10,392,365	9,422,575 (90.7%)	450,234 (4.3%)	519,556 (5.0%)

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別状況

(単位：円)

所 属	H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
小豆総合事務所 (健康福祉課)	2,990,824	906,303	1,061,740	903,720	1,035,235	6,897,822
東讃保健福祉事務所	21,877,309	1,940,302	3,121,252	2,926,544	3,278,562	33,143,969
中讃保健福祉事務所	17,015,209	1,446,215	2,051,856	3,294,880	3,941,030	27,749,190
西讃保健福祉事務所	1,501,904	421,000	393,000	423,000	519,556	3,258,460

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納付がない場合、母子寡婦福祉資金貸付債権管理マニュアル及び母子寡婦福祉資金貸付システム事務取扱要領に基づき、督促状を発行するとともに、催告状の送付や電話催告、必要に応じ訪問催告を行い、分割納付にも応じているが、訴訟や強制執行等は行われていない。平成 18 年度は過年度未収金 67,974,223 円のうち 5,699,165 円（回収率：8.4%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

不納欠損は行われていない。

【改善・検討事項】

①滞納者から分割納付の申出があった場合、口頭により認めているが、分割納付は貸付決定時の償還計画に基づかない償還方法であり、自治法施行令第 171 条の 6 の規定による履行延期の特約等の手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。

[小豆総合事務所（健康福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所]

②納入期限（毎月 25 日）に口座振替ができなかった場合、督促状発行の前に口座振替不能の通知を該当者に毎月郵送しているが、相当の事務量となっている。経費削減や事務負担の軽減を図る観点から、口座振替不能の通知について廃止を含め見直しを検討する必要がある。

[小豆総合事務所（健康福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所]

③未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等、償還の免除、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。

[小豆総合事務所（健康福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所]

(3) 医療費（患者負担分）

①所属

中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田診療所、がん検診センター

②債権の内容

県立病院の外来診療又は入院診療を受けた患者から徴収する医療費（患者負担分）である。

③担当組織（監査時）

中央病院では医事課職員 7 名（うち 1 名は定数外職員）で債権管理業務を担当しているが、そのうち銀行出身の嘱託職員 1 名が専任となっており、それ以外の 6 名が兼務で債権管理業務を担当している。また、丸亀病院では医事課職員 2 名、白鳥病院では庶務課職員（医事担当）4 名が、津田診療所では医事係職員 1 名（定数外職員）が、がん検診センターでは総務・医事

担当 4 名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の発生状況

ア) 未収金の発生状況 (平成 18 年度調定分)

(単位 : 円)

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
中央病院	707, 316, 405	538, 298, 766 (76. 1%)	157, 177, 078 (22. 2%)	11, 840, 561 (1. 7%)
丸亀病院	42, 534, 989	40, 966, 950 (96. 3%)	1, 425, 849 (3. 4%)	142, 190 (0. 3%)
白鳥病院	90, 400, 633	89, 949, 053 (99. 5%)	91, 124 (0. 1%)	360, 456 (0. 4%)
津田診療所	38, 917, 461	38, 797, 231 (99. 7%)	87, 747 (0. 2%)	32, 485 (0. 1%)
がん検診センター	106, 690, 375	103, 393, 946 (96. 9%)	3, 268, 221 (3. 1%)	28, 208 (0. 0%)

注) 外来診療費 (患者負担分) を集計。

イ) 未収金 (平成 18 年度末、過年度分) の調定年度別発生状況

(単位 : 円)

所 属	H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	計
中央病院	5, 999, 238	8, 180, 050	16, 224, 282	24, 556, 018	54, 959, 588
丸亀病院	140, 240	428, 268	768, 539	2, 098, 819	3, 435, 866
白鳥病院	1, 332, 326	780, 389	885, 835	1, 188, 151	4, 186, 701
津田診療所	295, 198	647, 787	173, 618	865, 463	1, 982, 066
がん検診センター	0	5, 130	39, 333	7, 100	51, 563

⑤未収金回収の取組

本債権については、医業未収金管理要領に基づき、未収金発生後、納入を促す文書（お知らせ）の発行後、督促状の発行や文書催告、必要に応じ訪問催告が行われ、分割納付にも応じている。各種の手段を講じても滞納がある場合は、香川県立病院医業未収金に関する支払督促事務処理要領に基づき、支払督促申立てを検討するよう病院事業管理者に上申することになっており、中央病院の未収金については、平成 19 年 11 月に支払督促の申立てが行われている。また、中央病院では、平成 18 年 6 月からコンビニや郵便局収納サービスを、平成 19 年 4 月からクレジット決済を導入し、未収金の発生防止に努めている。平成 18 年度は過年度未収金（平成 16 年度までに発生した未収金）58, 049, 881 円のうち、7, 168, 834 円（回収率：12. 3%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

中央病院では 292 債権 13, 561, 946 円、丸亀病院では 35 債権 919, 364 円、白鳥病院では 23 債権 64, 682 円、津田診療所では 2 債権 435, 522 円について、3 年の消滅時効完成を理由として時効の援用なく不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①長期間の入院診療や複数回の外来診察を受けた場合、発生日や金額が異なる複数の債権が生じるが、これが滞納された場合の債権については、未収金整理票により管理している。しかし、個々の債権ごとに督促状の発行日が記載されていないなど現行の未収金整理票では管理が不

十分である。1人の債務者に複数の債権がある場合の債権管理にも対応できるよう、未収金整理票の記載内容等を見直す必要がある。

[中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田診療所、がん検診センター]

②延納(分割)誓約書の中には支払計画欄が空欄のままになっているものがあり、延納(分割)誓約書として不十分なものである。延納(分割)誓約書の記載内容について滞納者への指導を徹底する必要がある。

[白鳥病院]

③債務者本人（患者）及び連帯保証人以外の者から延納(分割)誓約書の提出を受けているものがあるが、延納(分割)誓約書は必ず債務者本人（患者）又は連帯保証人から提出してもらう必要がある。

[津田診療所]

④医業未収金管理要領で定めた期限内に督促状や催告状の発行等が行われていないものがある。未収金はその発生から時間を経過するほど回収が困難となることから、今後、医業未収金管理要領に基づき適切に対応する必要がある。

[丸亀病院、白鳥病院、がん検診センター]

⑤外来窓口において診療費を納入しない者には、納入の時期や方法を記した納入誓約書の提出を求めるなど、外来診療費の未収金の発生を防止するための方策を検討する必要がある。

[中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田診療所]

⑥平成 19 年 1 月 24 日付け内容証明郵便で最終催告状を送付している未収金について、半年以上納入がないにもかかわらず、その後の措置を執っていない。医業未収金管理要領に基づき、支払督促の申立ての検討について病院事業管理者に上申する必要がある。

[津田診療所]

⑦督促状の発行後一部納付のあった債権について、3 年間の消滅時効の算定期間を誤り、不納欠損を行っているものがある。今後、時効期間の算定期間等に正確を期し、適正に事務処理を行う必要がある。

[中央病院]

⑧平成 17 年 11 月 21 日の最高裁判決において、公立病院の診療に関する債権は私法上の債権であるとして、民法第 170 条第 1 号の規定により 3 年の短期消滅時効に服するとの判断が示されている。県立病院の医療費（患者負担分）についても私法上の債権であり、時効完成による債権消滅には債務者の時効の援用が必要であり、今後、県立病院の医療費（患者負担分）の不納欠損については、最高裁判例及び民法の趣旨に沿い、適正に事務処理を行う必要がある。

[中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田診療所、がん検診センター]

⑨未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。

[中央病院、丸亀病院、白鳥病院、津田診療所、がん検診センター]

(4) 生活保護扶助費返納金

①所属

小豆総合事務所（生活福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所

②債権の内容

被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（生活保護法第63条）、また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるとき（生活保護法第78条）などについて、被保護者に対し保護費の返還命令や徴収を行うものである。

③担当組織（監査時）

小豆総合事務所では保健福祉経理担当1名が、東讃保健福祉事務所では生活保護経理担当1名が、中讃保健福祉事務所では医療担当2名が兼務で債権管理業務を担当している。なお、被保護者との納付交渉は各事務所の生活保護担当があたっている。また、保護の実施機関でなくなった西讃保健福祉事務所では、経理担当1名と身障福祉担当1名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金状況

ア) 未収金の発生状況（平成18年度調定分）

（単位：円）

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
小豆総合事務所 (生活福祉課)	16,054,165	8,958,760 (55.8%)	16,000 (0.1%)	7,079,405 (44.1%)
東讃保健福祉事務所	2,873,060	1,936,182 (67.4%)	0 (0.0%)	936,878 (32.6%)
中讃保健福祉事務所	10,749,140	8,584,423 (79.9%)	969,981 (9.0%)	1,194,736 (11.1%)
西讃保健福祉事務所	2,262,271	1,462,374 (64.6%)	157,500 (7.0%)	642,397 (28.4%)

イ) 未収金（平成18年度末）の調定年度別状況

（単位：円）

所 属	H14年度以前	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	計
小豆総合事務所 (生活福祉課)	328,000	435,880	1,096,585	6,770,783	7,079,405	15,710,653
東讃保健福祉事務所	418,000	2,956,076	216,000	3,130,726	936,878	7,657,680
中讃保健福祉事務所	43,361	2,756,588	1,731,444	985,300	1,194,736	6,711,429
西讃保健福祉事務所	274,779	438,418	315,614	2,243,028	642,397	3,914,236

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納付がない場合、督促状を発行するとともに、必要に応じ訪問催告が行われ、分割納付にも応じているが、訴訟や強制執行等は行われていない。平成18年度は過年度未収金31,995,957円のうち、688,808円（回収率：2.2%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成18年度）

小豆総合事務所（生活福祉課）では3債権4,457,820円について、東讃保健福祉事務所では5債権2,731,747円について、5年の消滅時効（時効の援用不要）を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①債権管理に関する記録の整理・保存が不十分である。債権管理を適切に行うため、滞納者との納付交渉の状況が明確にわかるよう管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。

〔東讃保健福祉事務所〕

②滞納者ごとに債権内容を記載した生活保護債権管理票を作成しているが、一部の管理票に督促の状況が未記載のものがある。債権管理を適切に行うため、生活保護債権管理票への記載を十分に行う必要がある。

[中讃保健福祉事務所]

③滞納者ごとに債権内容を記載した債権概要調書を作成しているが、債務の履行状況や督促・催告の状況の欄が未記載となっている。債権管理を適切に行うため、債権概要調書への記載を十分に行う必要がある。

[西讃保健福祉事務所]

④納付期限から 20 日を超えて督促状が発行されているものがある。会計規則第 193 条第 1 項の規定に基づき、督促状は履行期限から 20 日以内に発行する必要がある。

[中讃保健福祉事務所]

⑤未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に整理・検討されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、相続人への請求、訴訟や強制執行等、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。

[小豆総合事務所（生活福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所]

⑥本債権は、滞納者の資産状況等から回収困難となることが多いことから、返納金の発生防止が何よりも重要である。このため、保護対象者の資産や収入、生活実態の的確な把握に努め、生活保護扶助費の給付の適正化をより一層図る必要がある。

[小豆総合事務所（生活福祉課）、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所]

(5) 老人・障害者居室等整備資金貸付金償還金、同延滞利息

①所属

健康福祉総務課

②債権の内容

60 歳以上の老人の同居世帯、障害者又は障害者の同居世帯に対して、専用居室等（専用居室、風呂、便所、手すり、スロープなど）の増改築資金を 300 万円を限度に低利率で貸し付けるものである。なお当貸付制度は平成 17 年 12 月末で廃止されている。

③担当組織（監査時）

平成 17 年度まで貸付・返還事務を（財）県社会福祉協議会に委託していたが、平成 18 年 4 月から健康福祉総務課の地域福祉・法人指導グループにおいて、銀行出身の嘱託職員 1 名（専任）と職員 1 名（兼任）が債権管理業務を担当している。

④未収金状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分）(単位：円)

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
6,476,760	4,354,834 (67.2%)	232,760 (3.6%)	1,889,166 (29.2%)

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別状況

(単位：円)

H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
23,135,771	1,186,702	1,533,497	1,993,336	1,889,166	29,738,472

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納入がない場合、老人・障害者居室等整備資金貸付金管理マニュアルに基づき、督促状を発行するとともに、文書催告や必要に応じ訪問催告を行い、分割納入にも応じているが、訴訟や強制執行等は行われていない。

平成 18 年度から、健康福祉総務課に銀行出身の嘱託職員を 1 名配置し、正規職員（兼務）1 名とともに、滞納者や連帯保証人等への訪問催告、相続人調査、転居先調査、財産調査などを積極的に行い、滞納者の状況把握に努め、滞納者の状況に応じた対応方針を作成し、未収金の回収等に取り組んでいる。平成 18 年度は過年度未収金 34,714,746 円のうち、3,794,680 円（回収率：10.9%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

4 債権 3,070,760 円について、10 年の時効完成（時効の援用有）による債権消滅を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①当貸付制度は平成 17 年 12 月末をもって廃止されたものの、貸付金の返済は平成 24 年度まで続くこと、なお多くの未収金が残っていることから、今後も適正な債権管理を行うとともに、積極的な未収金回収対策等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。

〔健康福祉総務課〕

(6) 児童保護措置費の自己負担金、児童福祉施設措置費負担金、身体障害者福祉施設措置費負担金

①所属

東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、子ども女性相談センター

②債権の内容

児童福祉法に基づき、児童を児童福祉施設（里親を含む。）に入所等の措置をとり、養育・養護などを行ったり、身体・知的障害のある児童を障害児施設に入所させて保護や治療を行った場合に、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じ徴収する費用である。なお、平成 18 年度からは各事務所の業務の見直しを行った結果、新規の費用徴収は全て子ども女性相談センターで行うことになった。

③担当組織（監査時）

東讃保健福祉事務所では身障・児童福祉及び家庭児童・女性相談担当 1 名が、中讃保健福祉事務所では福祉総括担当 1 名が、西讃保健福祉事務所では母子保健担当 1 名が、子ども女性相談センターでは庶務担当 2 名が兼務で債権管理業務を担当している。なお、子ども女性相談センター（西部子ども相談センターを含む。）では相談等担当 15 名が扶養義務者との納付交渉にあたっている。

④未収金状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分）

（単位：円）

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
子ども女性相談センター	44,519,520	35,254,890 (79.2%)	1,880,720 (4.2%)	7,383,910 (16.6%)

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別状況

(単位：円)

所 属	H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
東讃保健福祉事務所	2,790,040	550,680	747,000	696,600	0	4,784,320
中讃保健福祉事務所	243,000	0	282,300	215,000	0	740,300
西讃保健福祉事務所	352,500	33,300	179,560	315,740	0	881,100
子ども女性相談センター	13,211,790	5,181,000	6,266,976	5,812,690	7,383,910	37,856,366

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期内に納付がない場合、督促状を発行するとともに、電話催告や文書催告、必要に応じ訪問催告も行われているが、滞納処分は行われていない。中讃保健福祉事務所及び子ども女性相談センターにおいては分割納付にも応じている。平成 18 年度は過年度未収金 42,545,576 円のうち、4,192,200 円（回収率：9.9%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

東讃保健福祉事務所において、48 債権 1,448,800 円について、5 年の時効完成（時効の援用不要）による債権消滅を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①債権管理に関する記録の整理・保存が不十分である。債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額、納付期限、督促や催告の実施状況、滞納額、納付状況などが明確にわかるよう管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。

[東讃保健福祉事務所]

②滞納者から分割納入の申出があった場合、口頭により認めているが、本債権は滞納処分ができる債権であり地方税法第 15 条の規定による徴収猶予の例による手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。

[子ども女性相談センター]

③滞納者から分割納入の申出があった場合、自治法施行令第 171 条の 6 の規定による履行延期の特約等の手続により認めているが、本債権は滞納処分ができる債権であり地方税法第 15 条の規定による徴収猶予の例による手続により行うか、又は分納誓約書の書面を徴収して行う必要がある。

[中讃保健福祉事務所]

④未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、相続人への請求、滞納処分、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、当該未収金の回収にあたっては、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納者の資産状況等によっては滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。

[東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、子ども女性相談センター]

(7) 放置違反金、同延滞金

①所属

交通指導課

②債権の内容

道路交通法の改正に伴い平成18年6月より導入された放置違反金は、駐車違反について運転者が出頭しない場合、その車両の使用者から違反金を徴収するものである。

③担当組織（監査時）

駐車対策係の職員（警察官）2名が専任で債権管理業務を担当している。

④未収金の状況

ア) 未収金（違反金のみ）の発生状況（平成18年度調定分）（単位：円）

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
104,063,000	88,351,000 (84.9%)	7,443,000 (7.2%)	8,269,000 (7.9%)

イ) 未収金（平成18年度末、違反金のみ）の調定年度別状況 （単位：円）

H14年度以前	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	計
0	0	0	0	8,269,000	8,269,000

⑤未収金回収の取組

本債権については、納付命令の納付期限内に納入がない場合、放置違反金等の徴収に関する事務処理要領に基づき、督促状を発行するとともに、催告状の発送や電話催告、訪問催告を行い、なお滞納する者には徹底して財産調査や転居先調査等を行い、四国で初めて滞納処分（預貯金の差押）を実行するなど、未収金の回収に努めている。平成18年度調定の収入未済額8,269,000円のうち約半年間で2,255,000円（回収率：27.3%）を回収し、そのうち滞納処分による回収は25件413,000円である。

⑥不納欠損の状況（平成18年度）

不納欠損は行っていない。

【改善・検討事項】

①放置違反金は、違法駐車に対する行政上の秩序罰であり、公平性の観点から決して逃げ得を許さない強い姿勢で臨むとともに、滞納額が累積しないよう時効が完成するまでに可能な限り多くの滞納者から違反金を徴収していくことが重要である。このため、今後、滞納者の財産調査等を通じて給与や動産の差押などについても検討し、より一層未収金の回収等に取り組み、未収額の縮減に努める必要がある。

（8）看護師等修学資金貸付金償還金

①所属

医務国保課

②債権の内容

県内における看護職員の充足と資質の向上を目的として、看護職員養成施設等の在学者に対し無利子で修学資金を貸し付けており、その貸付金に対する返還金である。なお、本債権は看護職員養成施設を卒業後直ちに、200床未満の病院や診療所等で5年間業務に従事すること等により免除される。

③担当組織（監査時）

マンパワーグループの職員1名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分） (単位：円)

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
19,212,000	15,475,000 (80.6%)	2,774,000 (14.4%)	963,000 (5.0%)

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別状況 (単位：円)

H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
3,183,000	496,000	1,092,000	1,734,000	963,000	7,468,000

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期内に納付がない場合、看護学生修学資金債権管理マニュアルに基づき、督促状を発行するとともに文書催告や電話催告、連帯保証人への完納依頼を行い、必要に応じ訪問催告を行っている。平成 18 年度から法的措置に言及した催告状を送付するなど、積極的な対応に移行しつつあるが、訴訟や強制執行等は行われていない。平成 18 年度は過年度未収金 8,581,000 円のうち、2,076,000 円（回収率：24.2%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

不納欠損は行われていない。

【改善・検討事項】

- ①滞納者への督促状況等の記録はあるが、納付交渉の記録の記載が不十分である。債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに詳細な交渉記録を整理・保存する必要がある。
- ②納付期限から 20 日を超えて督促状が発行されているものがある。会計規則第 193 条第 1 項の規定に基づき、督促状は履行期限から 20 日以内に発行する必要がある。
- ③当該貸付金条例第 10 条の規定では、「やむを得ない理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5% の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。」とあり、条例の規定に基づき、適正に運用する必要がある。
- ④未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。

(9) 児童扶養手当返納金

①所属

子育て支援課

②債権の内容

母子家庭で児童を養育している母、または母にかわって児童を養育している者に児童扶養手当が支給されているが、所得制限を超える所得があるなど受給資格を喪失したにもかかわらず手当を受けている者や偽りその他不正の手段により手当を受けた者に対し、手当の返還を求めるものである。

③担当組織（監査時）

総務・児童福祉グループの職員1名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の状況

ア) 未収金の発生状況（平成18年度調定分） (単位：円)

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
3,068,460	1,418,870 (46.2%)	119,610 (3.9%)	1,529,980 (49.9%)

イ) 未収金（平成18年度末）の調定年度別状況 (単位：円)

H14年度以前	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	計
2,201,420	1,598,520	1,049,060	1,059,860	1,529,980	7,438,840

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納付がない場合、督促状を発行するとともに、電話催告を行い、滞納者に納付を促している。文書催告や訪問催告を行っておらず、滞納処分も行われていない。平成18年度は過年度未収金9,407,150円のうち、34,000円（回収率：0.4%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成18年度）

32債権3,464,290円について、5年の時効完成（時効の援用不要）による債権消滅を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①滞納者ごとに児童扶養手当等返還金管理票を作成しているが、督促日等に記載もあるなど、当該管理票への記載が不十分である。債権管理を適切に行うため、当該管理票への記載を十分に行う必要がある。

②未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、相続人への請求、滞納処分、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権のうち不正利得に係る徴収は滞納処分ができる債権であり、当該未収金の回収にあたっては、滞納者に強く納付を促すとともに、滞納者の資産状況等によっては滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。

③本債権は、滞納者の資産状況等から回収困難となることが多いことから、返納金の発生防止が何よりも重要である。このため、受給対象者の資産や収入、生活実態の的確な把握に努め、児童扶養手当の給付の適正化をより一層図る必要がある。

(10) 心身障害者扶養共済掛金

①所属

障害福祉課

②債権の内容

障害者を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に終身一定額の年金を支給する共済制

度の加入者掛金である。(未納掛金分の保険料は県が負担)

③担当組織（監査時）

地域生活支援グループの職員 1名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の発生状況

ア) 未収金の発生状況（平成 18 年度調定分） (単位：円)

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
47,808,940	43,959,480 (91.9%)	3,844,960 (8.1%)	4,500 (0.0%)

イ) 未収金（平成 18 年度末）の調定年度別発生状況 (単位：円)

H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
4,672,770	95,600	0	54,700	4,500	4,827,570

⑤未収金回収の取組

本債権については、心身障害者扶養共済制度未収金徴収事務処理要領に基づき、納期限内に納付がない場合、督促状を発行するとともに、電話催告や文書催告、必要に応じ訪問催告を行っている。平成 15 年度から、掛金の納付が見込めないときは加入者の地位を喪失する措置をとるようになり、掛金の滞納は少なくなっている。なお、訴訟や強制執行等は行われていない。平成 18 年度は過年度未収金 4,986,790 円のうち、163,720 円（回収率：3.3%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成 18 年度）

不納欠損は行われていない。

【改善・検討事項】

①債権管理に関する記録の整理・保存が不十分である。債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額、納付期限、督促や催告の実施状況、滞納額の状況などが明瞭にわかるよう管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。

②本債権は、平成 15 年度から、掛金の納付が見込めないときは加入者の地位を喪失させる措置を執るようになったことから、未収金の発生は少なくなっているが、これ以前の未収金が回収できずに残っている。これら未収金の回収については、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（訴訟や強制執行等、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。

(11) 河川占用料

①所属

高松土木事務所、中讃土木事務所

②債権の内容

河川法の規定に基づき、河川の占用許可（進入路、ガス管、住宅、店舗など）を受けた者から徴収する占用料である。

③担当組織（監査時）

高松土木事務所では管理担当 1 名が、中讃土木事務所では管理担当 2 名が兼務で債権管理業

務を担当している。

④未収金の発生状況

ア) 未収金の発生状況 (平成 18 年度調定分)

(単位 : 円)

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
高松土木事務所	9,387,384	9,201,260 (98.0%)	163,884 (1.8%)	22,240 (0.2%)
中讃土木事務所	9,507,043	6,398,287 (67.3%)	2,692,936 (28.3%)	415,820 (4.4%)

イ) 未収金 (平成 18 年度末) の調定年度別状況

(単位 : 円)

所 属	H14 年度以前	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
高松土木事務所	1,680	6,260	34,596	0	22,240	64,776
中讃土木事務所	339,020	0	752,640	187,440	415,820	1,694,920

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納入がない場合、督促状を発行するとともに、電話催告や必要に応じ訪問催告を行っているが、滞納処分は行われていない。平成 18 年度は過年度未収金 1,321,636 円について回収されていない。

⑥不納欠損の状況 (平成 18 年度)

不納欠損は行われていない。

【改善・検討事項】

①納付期限から 20 日を超えて督促状が発行されているものがある。会計規則第 193 条第 1 項の規定に基づき、督促状は履行期限から 20 日以内に発行する必要がある。

[中讃土木事務所]

②決裁権者の決裁を受けずに督促状を発行しているので、督促状の発行については決裁権者の決裁を受ける必要がある。

[中讃土木事務所]

③債権管理に関する記録の整理・保存が不十分である。債権管理を適切に行うため、滞納者ごとに債権額、納付期限、督促や催告の実施状況、滞納額、納付状況、交渉の内容などが明瞭にわかるよう管理簿等を作成し、整理・保存する必要がある。

[中讃土木事務所]

④未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（滞納処分、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、当該未収金の回収にあたっては、滞納者に納付を強く促すとともに、財産調査を行い、滞納者の資産状況等によっては滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。

[高松土木事務所、中讃土木事務所]

(12) 道路占用料

①所属

小豆総合事務所（用地管理課）、高松土木事務所

②債権の内容

道路法の規定に基づき、県が管理する道路の占用許可（電柱、看板、排水管など）を受けた者から徴収する占用料である。

③担当組織（監査時）

小豆総合事務所（用地管理課）では管理係の職員1名が、高松土木事務所では管理第二担当の職員3名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の発生状況

ア) 未収金の発生状況（平成18年度調定分）

（単位：円）

所 属	調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未済額
小豆総合事務所 (用地管理課)	10,305,568	10,305,468 (100%)	0 (0.0%)	100 (0.0%)
高松土木事務所	82,451,949	80,519,021 (97.7%)	1,747,828 (2.1%)	185,100 (0.2%)

イ) 未収金（平成18年度末）の調定年度別状況

（単位：円）

所 属	H14年度以前	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	計
小豆総合事務所 (用地管理課)	3,240	0	0	0	100	3,340
高松土木事務所	8,800	162,300	357,500	252,100	185,100	965,800

⑤未収金回収の取組

本債権については、納期限内に納入がない場合、督促状を発行するとともに、電話催告や必要に応じ訪問催告を行っているが、滞納処分は行われていない。平成18年度は過年度未収金943,759円のうち、85,219円（回収率：0.9%）を回収している。

⑥不納欠損の状況（平成18年度）

高松土木事務所において、5債権74,600円について、5年の時効完成（時効の援用不要）による債権消滅を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（滞納処分、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、当該未収金の回収にあたっては、滞納者に納付を強く促すとともに、財産調査を行い、滞納者の資産状況等によっては滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。

なお、道路占用の許可申請手続きや道路占用料については、県民への浸透が十分でなく、占用許可等を受けなければならないことを知らない場合もあり、県民への周知や指導をより一層効果的に行う必要がある。

〔小豆総合事務所（用地管理課）、高松土木事務所〕

(13) 未熟児養育医療自己負担金

①所属

子育て支援課

②債権の内容

母子保健法に規定する未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児）であって、医師が入院を必要と認めたもの（出生時の体重が2,000グラム以下のもの等）に対し、養育医療の給付に要した費用について、扶養義務者からその負担能力に応じて徴収するものである。

③担当組織（監査時）

母子保健グループの職員1名が兼務で債権管理業務を担当している。

④未収金の状況

ア) 未収金の発生状況（平成18年度調定分） (単位：円)

調定額	納期限内収入	納期限後収入	収入未未済
6,115,621	6,015,427 (98.4%)	15,676 (0.2%)	84,518 (1.4%)

イ) 未収金（平成18年度末）の調定年度別状況

(単位：円)

H14年度以前	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	計
224,225	157,347	780	125,921	84,518	592,791

⑤未収金回収の取組

本債権については、県に納付した後に、市町の乳幼児医療公費支給制度により払戻しを受けられるため、未収となるものは少ないが、納期限内に納付がない場合、督促状を発行するとともに、文書催告を行っている。訪問催告は行っておらず、滞納処分も行われていない。平成18年度は過年度未収金557,063円について回収されていない。

⑥不納欠損の状況（平成18年度）

7債権48,790円について、5年の時効完成（時効の援用不要）による債権消滅を理由に不納欠損が行われている。

【改善・検討事項】

①納付期限から20日を超えて督促状が発行されているものがある。会計規則第193条第1項の規定に基づき、督促状は履行期限から20日以内に発行する必要がある。

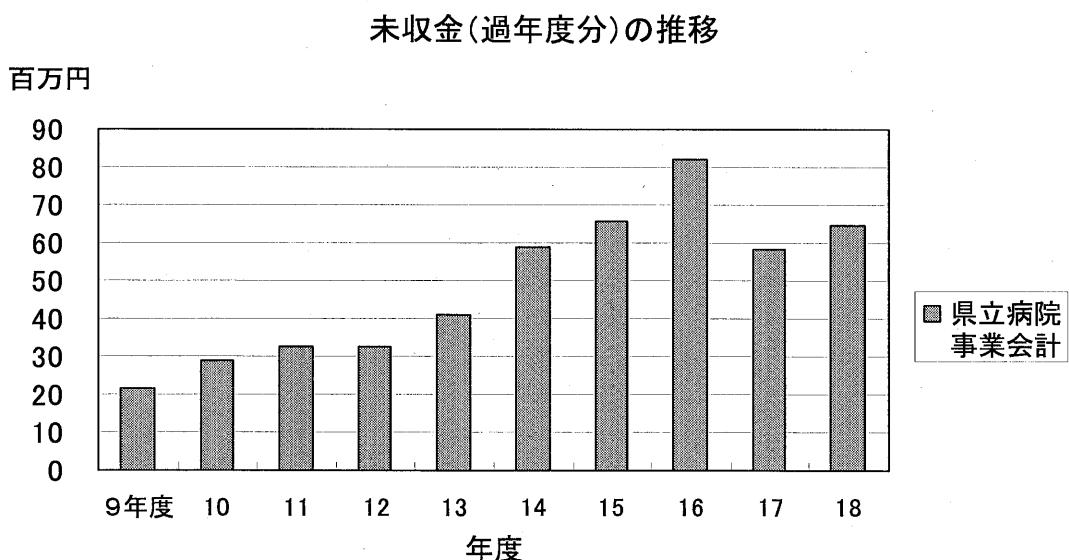
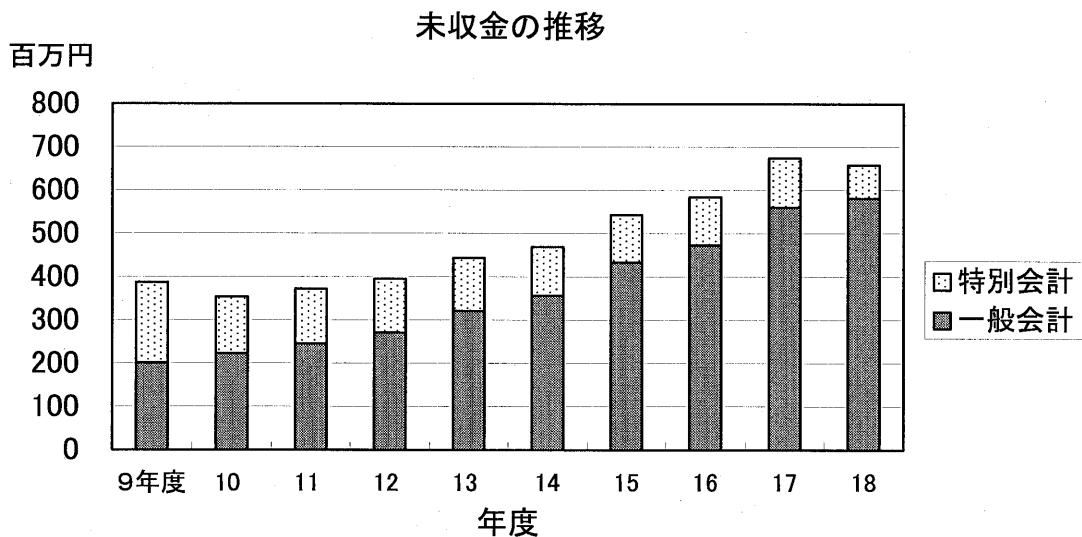
②未収金の発生防止を図る観点から、市町の乳幼児医療公費支給制度による払戻しについて、納入義務者への周知を徹底するとともに、市町の払戻金を直接当該債権に充当することを関係市町と協議する必要がある。

③未収金の回収等に当たって、個々の滞納者の状況に応じた対応方針が十分に検討・整理されていない。例えば、滞納事案ごとに回収方法等（分割納付、相続人への請求、滞納処分、徴収停止、不納欠損処分等）を検討したうえ、費用対効果の観点から最も適切な回収方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等を進め、未収額の縮減に努める必要がある。特に、本債権は滞納処分ができる債権であり、当該未収金の回収にあたっては、滞納者に納付を強く促すとともに、滞納者の資産状況等によっては滞納処分により未収金の回収を図ることも検討する必要がある。

2 総括意見

次のグラフは県の未収金累計の推移を表したものであるが、普通会計（一般会計及び特別会計）、県立病院事業会計ともに年々大きく増加しており、このまま未収金対策の取組を強化しなければ、さらに増加することが予想される。

今回の監査の結果、全ての監査対象所属に対し、未収額の縮減に努めるよう求めているところであるが、未収金対策をより効率的・効果的に進めるため、所属の取組を強化するのと同時に、全庁を挙げた組織的な取組を行うことが重要であり、このような観点から、その具体的方策等について意見を述べる。



注) 平成 17 年度・平成 18 年度の県立病院事業会計の未収金（過年度分）の減少は、

従来、県立病院の診療費は公法上の債権として 5 年の消滅時効による不納欠損していたものを、平成 17 年 11 月以降、私法上の債権として 3 年の消滅時効により不納欠損したことによる。

(1) 未収金対策の全庁的な推進体制等について

債権管理事務については、多くの所属が所管しており、自治法や会計規則、会計事務の手引き、病院局財務規程等の諸規定により事務処理の統一化が図られているところであるが、未収金回収の具体的な取組や実績、不納欠損等の事務処理に関しては、部局間又は各所属間でかなりのばらつきがあるのが実態である。

そこで、未収金対策を全庁を挙げて推進するため、各所属の取組の進行管理や成果の検証、実績のとりまとめ等を行う全庁的な推進体制について検討するとともに、例えば、未収金対策に関する県の姿勢や方向性、事務処理の手続や基準等を具体的に定めた債権管理業務指針(仮称)を作成する等により、債権管理事務の統一的処理について検討する必要がある。

注) 健康福祉部では平成19年8月に債権管理プロジェクトチームを設け、部内の未収金の早期縮減に向けて取組を始めているのは注目に値する。

(2) 未収金回収の専門組織の設置について

未収金回収体制については、専任職員を配置している所属は少なく、ほとんどの所属において職員は債権管理業務を兼務で担当しており、債権管理に必要な専門的な知識やノウハウの蓄積も不十分である。また、各所属の取組を支援する体制もない。

他県においては、こうした課題を踏まえ、徴税部門内に未収金回収を専門的に扱う担当組織を設置し、滞納整理の知識やノウハウを活用し、滞納債権の分析や困難・高額債権の回収一元化など未収金回収の高度化を図っているところがある(東京都、広島県、鳥取県など)。

そこで、本県においても、他県の事例も参考にしながら、未収金回収の強化に向け、未収金回収を専門とする部局横断的な組織を設置し、支払督促制度の活用など法的回収手段による強制徴収の一元化について検討する必要がある。なお、費用対効果を十分に検証した上、債権管理回収会社(サービス)など民間の専門家の活用についても検討する必要がある。

(3) 債権管理担当職員の能力向上について

未収金回収にあたっては、債権管理に関する専門的な知識やノウハウが必要であるが、平成16年度から平成18年度の3年間に債権回収に関する研修を行ったことのある所属は4所属に過ぎず、担当者へのヒアリングでも、過去の職歴において債権管理事務を経験している者はほとんどいないなど、職員の債権管理に関する能力向上が課題である。

そこで、債権管理担当職員の能力向上を図るため、今後、債権管理をテーマとした職員研修の一層の充実について検討する必要がある。

注) 平成19年度には、4月に税務課主催の徴収担当初任者研修に税外未収金の債権管理担当者が参加したほか、11月に会計課主催で税外未収債権に係る支払督促手続研修が開催されており、職員研修が充実されつつある。

(4) 最後に

今回の監査は「税外未収金の回収等について」をテーマとし、未収額の大きい債権を有する所属等を選定し、監査の主な着眼点に沿って監査を実施したものである。

未収金の回収等については、本県財政が極めて厳しい中、県民負担の公平性と歳入の確保の観点から重要な課題であるが、現在の取組については、一部の所属を除き総じて消極的な対応となっている。もちろん、未収金が増加する要因には、滞納者側に死亡や破産、経済的困窮、責任感の欠如など様々な事情があるが、回収する側の課題として、①施策優先で債権管理が後手となっている、②政策性・公益性の配慮から滞納者に毅然とした対応が取りにくい、③兼務

職員が多く、債権管理に関する知識やノウハウの蓄積が十分でない、④債権は県の重要な資産であるという意識が希薄である、⑤各所属の取組にまかせきりで、進行管理や所属を支援する体制がないことなどがあるものと考えられる。

これらは組織全体の共通的課題であると認識したうえ、その課題解決に向け、具体的方策について意見を述べたが、業務を遂行するうえで何より基本となることは、職員の姿勢や熱意であることは言うまでもない。

近時、債権回収を怠ることを理由とする損害賠償を求める住民訴訟が提起されている現状に鑑み、債権管理担当職員やその監督者においては、「公金の賦課徴収を違法に怠るとは、地方公共団体の執行機関又は職員において、公金の賦課徴収をなすべきであり、かつ、その職務権限を適正に行使すれば、公金の賦課徴収をなしうるにもかかわらず、それをしないことをいうと解するのが相当である。」(東京高裁昭和 56 年 10 月 21 日判決・行裁例集 32 卷 10 号 1845 頁) という判例を常に念頭に置き、適正な債権管理及び未収金回収に努めることを期待するものである。